

就学援助 – 入学する前に学用品費が支給されます –

広島市では、経済的な理由により、お子さまを小・中学校へ就学させるのにお困りの方に対して、学用品費や給食費などの一部を援助しています。

令和6年4月に小学校へ入学予定のお子さまがいる保護者のうち、次の支給要件に該当する方に対して、入学する前に「新入学学用品費」を支給します。

なお、今回、申請されなかった場合は、入学時に学校から配布される「令和6年度 就学援助制度について(お知らせ)」により、入学後(4月中)に「新入学学用品費」以外の費目と併せて申請することができません(今回「新入学学用品費」の入学前支給を受けた場合には、令和6年度就学援助費の「新入学学用品費」を重ねて受けることはできません。)

1 入学前に支給を受けることができる方(支給要件)

次の「ア」「イ」「ウ」の全てに該当し、申請理由「区分2～10」のいずれかに該当する方

ア お子さまが令和6年4月に公立又は私立の小学校へ入学される方

(特別支援学校の小学部又は各種学校へ入学予定の場合は、支給対象となりません。)

イ 令和6年4月1日まで引き続いて広島市に住所を有する見込みの方

ウ 令和6年1月1日時点における就学援助の審査結果が「認定」の見込みの方

※ 就学援助の認定に際しては、世帯員全員の市民税課税情報、住民基本台帳上の住民情報及び申請理由の各制度の情報を各関係機関に確認します。(詳しくは、別紙「入学前支給申請書」の「委任・承諾」欄を御覧ください。)

※ ア・イ・ウに該当しなくなった場合は、支給を受けた「新入学学用品費」は全て返還していただきます。

区分	申請理由	申請に必要な証明書类等(返却しません)			
1	生活保護を受けている方	申請できません(生活保護費から支給されます)			
2	令和4年4月1日以降に生活保護が停止又は廃止になった方	生活保護廃止決定通知書の写し			
3	市民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免を受けている方	市民税・県民税賦課決定通知書又は減免通知書の写しなど			
4	世帯の20歳以上の方全員が国民年金保険料の申請免除を受けている方(納付猶予された方を含みます。)	世帯の20歳以上の方全員の国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し			
5	国民健康保険料の減免又は徴収猶予を受けている方	国民健康保険料減免申請等に伴う決定書の写し			
6	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し			
7	生活福祉資金の貸付を受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し			
8	雇用保険の失業給付を受けている方	雇用保険受給資格者証の写し ※雇用保険の受給者以外の世帯員については、別途、所得等の審査を行います。			
経済的にお困りの方(生活保護世帯を除く、収入の少ない世帯。下記の所得は目安です。)					
9	令和5年1月1日から現在まで、 広島市に住所がある方	証明書類は必要ありません。※所得情報が確認できない場合は、後日、提出をお願いする場合があります。			
	令和5年1月1日現在は、 広島市外に住所があった方	住所があった市区町村が発行する令和5年度(令和4年中)の所得の証明書(コピー可) ※詳しくは裏面の4を御確認ください。			
世帯の人数や年齢・学年によって決まる認定基準と世帯の年間総所得を比較し、世帯の年間総所得が認定基準以下である場合、就学援助の対象となります。認定基準は以下のとおりです。世帯員の年齢・学年により金額は異なりますので、大まかな目安としてください。※該当するか否かについて、申請書提出前のお問合せには対応しておりません。					
	世帯人数 (世帯構成)	2人 (親1人・中学2年生)	3人 (親2人・中学2年生)	4人 (親2人・中学2年生・小学3年生)	5人 (親2人・中学2年生・小学3年生・2歳)
	認定基準 (給与収入の目安)	約225万円 (約403万円)	約265万円 (約461万円)	約307万円 (約520万円)	約324万円 (約544万円)
〔注1〕 年間総所得とは ・ 給与所得者の場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額です。 ・ 事業所得者の場合は、年間収入金額から必要経費を引いた金額です。 ・ マイナス所得等は0円とみなして合算し、損益通算、損失の繰越控除は適用しません。 ・ 世帯の中で2人以上所得がある場合は、世帯全員の所得を合算した額です。 ・ 適用される所得控除は、社会保険料控除、小規模共済等掛金控除、生命保険料控除(限度額35,000円)です。					
〔注2〕 支出面(住宅ローン・進学費用・返済金等)については考慮しませんので、あらかじめ御了承ください。					
10	その他特別な事情があり、現在お困りの方	教育委員会学事課へ御相談ください。			

(注1) 広島市以外に住所がある方は、他の市町村の就学援助制度を利用できる場合がありますので、住所地の教育委員会へ御相談ください。

(注2) 母子生活支援施設入所による入学支度金など同趣旨の給付を受けられる場合、就学援助費から新入学学用品費は支給できません。

